

[病院清掃]

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
<p>第九条の十五 法第十五条の二の規定による医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産婦の業務の用に供する施設又は患者の収容の用に供する施設の清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所又は助産所における当該業務を委託する場合にあつては、この限りではない。</p>	<p>9 施設の清掃の業務（新省令第九条の十五関係）</p> <p>(1) 業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 施設の範囲 新政令第四条の七第八号に規定する施設は、診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、調剤所、消毒施設、給食施設、洗濯施設、分娩室、新生児の入浴施設、病室等の医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産婦の業務の用又は患者の収容の用に供する施設をいい、給水施設、暖房施設、汚物処理施設、事務室等は含まないものであること。</p> <p>イ 業務の範囲 新政令第四条の七第八号に規定する清掃とは、日常的に行われる清掃業務及びこれに付随して行われる消毒業務をいい、環境測定、ねずみ、こん虫等の防除等は含まないものであること。</p> <p>ウ 労働者派遣事業により行われる清掃業務との関係 清掃業務については、請負契約によるものと労働者派遣契約によるものがあるが、新政令第四条の七第八号に掲げる業務の委託は、請負契約による業務委託であること。</p>	<p>第九 施設の清掃の業務について（令第四条の七第八号関係）</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
<p>一 受託業務の責任者として、施設の清掃に関し相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。</p> <p>二 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。</p> <p>三 次に掲げる清掃用具及び消毒用具を有すること。 イ 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要がある場所をいう。）の清掃を行う場合にあつては、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする。）、床磨き機その他清掃用具一式 ロ 消毒を行うための噴霧器</p> <p>四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、</p>	<p>(2) 人員に関する事項 ア 受託責任者について 新省令第九条の十五第一号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項についての知識をいい、相当の経験とは、医療機関の清掃業務を含む清掃業務についての三年以上の実務経験をいうものであること。 ① 作業計画の作成 ② 作業の方法 ③ 作業の点検及び業務の評価 ④ 清潔区域等医療施設の特性に関する事項 ⑤ 感染の予防</p> <p>イ 従事者について 新省令第九条の十五第二号に規定する必要な知識とは、次に掲げる事項についての知識をいうものであること。 ① 要求される清潔さが異なる区域ごとの作業方法 ② 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法 ③ 感染の予防</p> <p>(3) 構造・設備に関する事項 清潔区域の清掃業務を受託しない者については、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器を有することは要しないものであること。</p>	<p>1 受託者の業務の実施方法等 (1) 受託責任者の職務 受託責任者は、業務が円滑に行われるよう従事者に対する指導監督を行うとともに、定期的な点検を行い、その結果を医療機関に報告すること。また、医療機関側の責任者と随時協議を行うこと。 (2) 作業計画の作成 受託責任者は、業務が円滑に実施されるよう、契約内容に基づき、医療機関の指示に対応した作業計画を作成すること。</p> <p>(3) 清掃の方法 従事者は、清掃用具や消毒薬等の薬液を適切に使用・管理し、業務を行うこと。なお、清掃用具</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
<p>従事者に周知していること。</p> <p>イ 区域ごとの作業方法</p> <p>ロ 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法</p> <p>ハ 感染の予防</p>		<p>は区域ごとに区別して使用することが望ましいこと。</p> <p>(4) 清潔区域の清掃及び消毒の方法 清潔区域の清掃業務に当たっては、入室時の手洗い、入退室時のガウンテクニックの適切な実施、無影燈、空調吹き出し口及び吸い込み口の清掃並びに消毒、高性能エアフィルター付き真空掃除機を使用した業務の実施等、区域の特性に留意した方法により行うこと。</p> <p>(5) 特定感染症患者の病室の清掃の方法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）等により定められた特定の感染症患者の病室の清掃及び消毒業務を行う場合には、退室時の手洗い、入退室時のガウンテクニック、汚物などの適切な取り扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。</p> <p>(6) 感染性廃棄物の取扱い 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づいて感染性廃棄物を取り扱うこと。</p> <p>(7) 作業記録等の業務関係帳票 受託者は、作業の実施状況を記録し、また、医療機関から開示の求めがあった場合には提示することができるよう、作業記録などの業務関係帳票を備え、二年間保管すること。</p> <p>(8) 再委託 受託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと。日常的な清掃業務以外の業務を再委託する場合には、医療機関から直接業務を受託した者が、医療機関との関係において当該業務に対する最終的責任を負うものであること。ま</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
<p>五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 業務内容及び作業方法 ロ 清掃用具及び消毒用具 ハ 業務の管理体制 <p>六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。 (平五厚令三・追加)</p>	<p>(4) 業務案内書に関する事項 清潔区域の清掃業務を受託しない者については、その旨を業務案内書に明記すること。</p> <p>(5) 従事者の研修に関する事項 新省令第九条の十五第六号に規定する研修は、施設の清掃の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 標準作業書の記載事項 ② 患者の秘密の保持 ③ 受託責任者にあつては、医療法、医師法等の医療関係法規及び労働関係法規 	<p>た、再委託先の名称、業務内容について、医療機関に対して事前に十分な説明を行い、その了解を得ること。</p> <p>2 医療機関の対応</p> <p>(1) 業務責任者の選任 医療機関は、業務が円滑に実施されるよう管理するために必要な知識と経験を有する責任者（以下「業務責任者」という。）を選任すること。また、委託契約に当たっては、業務責任者の意見を反映させること。</p> <p>(2) 業務責任者の職務 業務責任者は、業務が適切に実施されるために必要な事項や受託業務に従事する者の安全を確保</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
		<p>するために必要な事項などを受託者側の受託責任者に指示するとともに、事故発生時には適切に対応すること。</p> <p>また、業務責任者は、業務が円滑に実施されるよう、受託責任者と随時協議すること。さらに、医療機関の職員が従事者に対して指示をする場合は、原則として業務責任者を介して行うこと。</p> <p>(3) 連携体制 医療機関は、業務改善のための方策などを検討するため、受託責任者を含めた会合を定期的開催するなど、受託者との連携を図ること。</p> <p>(4) 業務環境の整備 医療機関は、従事者の控室、清掃用具の保管場所、従事者の作業衣や清掃用具の洗濯場所を確保するなどにより、従事者が業務を適切に実施するための環境を整備することが望ましいこと。</p> <p>3 委託契約 契約文書については、別紙5のモデル契約書を参考にされたいこと。</p> <p>4 代行保証 医療機関の特殊性から、業務が継続的に実施される必要があるため、日常的な業務を受託する場合、受託者は不測の事態に備えた代行保証を確保することが望ましいこと。</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
		<p>(別紙5) 施設の清掃業務委託モデル契約書 〇〇〇(医療機関側。以下「甲」という。)と〇〇〇 (受託者側。以下「乙」という。)は、甲の施設の清掃 業務について委託契約を締結する。</p> <p>(総則) 第一条 甲は、施設の清掃業務の質的向上を図るため に、乙に対し施設の清掃業務を委託する。 第二条 乙は、施設の清掃業務が感染防止及び衛生管 理上重要な業務であることを認識し、(甲の定 める)施設清掃業務標準作業書等に従い、誠実 に業務を遂行する。</p> <p>(定期協議) 第三条 甲は、乙と定期的に清掃業務等について協議 を行う。</p> <p>(責任者) 第四条 乙は、甲に対する業務の責任者を甲に対して、 また、甲は乙に対して責任者を明確にする。</p> <p>(業務の対象) 第五条 甲が乙に清掃を委託する施設は、別紙〇に記 すものとする。</p> <p>(業務の方法) 第六条 乙は、手術室等の清潔区域の清掃を行う場合 には、当該施設を病原菌等で汚染しないよう、 入室時の手洗いやガウンテクニックを適切に行 うほか、HEPAフィルター付き掃除機を使用 するなど所要の措置を講じるものとする。 第七条 乙は、伝染病予防法等に規定された特定の感 染症に罹患した患者の病室の清掃及び消毒を行 う場合には、退出時の手洗い、入退室時のガウ ンテクニック等により、感染源の拡散の防止に 努めるものとする。</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
		<p>(賠償責任) 第八条 甲が、乙の責任に帰すべき事由により事故等 を生じせしめた場合には、乙は甲に対してその 賠償の責を負うものとする。賠償の程度、方法 については、甲乙協議の上決定する。</p> <p>(料金) 第九条 甲は、乙に対して別に定める料金を支払う。</p> <p>(業務の代行) 第一〇条 乙が業務を履行できなくなった場合の保証 のためあらかじめ代行者丙を定める。 第一一条 乙の申出に伴い甲が委託業務の代行の必要 性を認めた場合は、丙が代行して業務を履行 する。 その場合も、丙は乙に代わって各契約条項 を遵守するとともに乙の義務も免責されるも のではない。</p> <p>(契約の解除) 第一二条 甲は、次の各号に掲げる場合には、本契約 を解除することができる。 一 乙が本契約の条項に違反し、又は本契約に関し 甲に損害を及ぼしたとき。 二 甲において、乙が本契約を履行する見込みがな いと認めたとき。 三 乙が契約の解除を請求し、その事由が正当と甲 が認めたとき。 第一三条 甲が本契約の条項に違反し契約の履行が不 能になったときは、乙は本契約を解除するこ とができる。</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
		<p>(契約期間) 第一四条 本契約の期間は、契約の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとし、期間満了の一か月前までに甲乙いずれからも書面による契約満了又は更改の意思表示がない場合は、同一条件で一年間契約を更新する。以降も同様とする。</p> <p>(守秘義務) 第一五条 乙は、本契約に基づいて知り得た甲の秘密を他に開示又は漏洩してはならない。</p> <p>(個人情報の保護) 第一六条 (個人情報の取扱いに関する事項については、別途契約を締結する。)</p> <p>(その他) 第一七条 本契約に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項は、甲乙協議の上定める。 本契約締結の証として本契約書三通を作成し、甲、乙、丙記名捺印の上各一通を 保有するものとする。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 甲 印 乙 印 丙 印</p>